

医科点数表第2章第10部手術（通則5・6）に掲げる手術件数

*手術の件数は前年1年間（令和5年1月1日から令和5年12月1日）となります。

区分1に分類される手術		件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術	11
イ	黄斑下手術等	1
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	58
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	145
区分2に分類される手術		件数
ア	靭帯断裂形成手術等	12
イ	水頭症手術等	24
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	6
エ	尿道形成手術等	6
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	41
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	4
区分3に分類される手術		件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	8
ウ	パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0
区分4に分類される手術		件数
	腹腔等手術等	321
その他の区分に分類される手術		件数
ア	人工関節置換術	98
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	106
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	14
オ	経皮的冠動脈形成術	51
	急性心筋梗塞に対するもの（再掲）	6
	不安定狭心症に対するもの（再掲）	7
	特殊カテーテルによるもの（再掲）	28
	その他のもの（再掲）	10
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	131
	急性心筋梗塞に対するもの（再掲）	23
	不安定狭心症に対するもの（再掲）	21
	その他のもの（再掲）	87
	急性期充実体制加算の施設基準に係る掲示事項	
	*手術の件数は前年度1年間（令和4年4月1日から令和5年3月31日）となります。	
(イ)	全身麻酔による手術（2000件/年以上）	2153
	うち、緊急手術	418
(ロ)	悪性腫瘍手術（400件/年以上）	469
(ハ)	腹腔鏡下又は胸腔鏡下手術（400件/年以上）	392
(ニ)	心臓カテーテル法による手術（200件/年以上）	646
(ホ)	消化管内視鏡による手術（600件/年以上）	719
(ヘ)	化学療法（1,000件/年以上）	409
(イ)	異常分娩（50件/年以上）	65
(ロ)	6歳未満の乳幼児の手術（40件/年以上）	238